

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第110号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(組織)

第3条 消防局に、次の部、学校及び課を置く。

総務部

総務課

消防団課

人事課

施設課

予防部

予防課

指導課

市民安全課

警防部

警防計画課

情報指令課

消防救助課

救急課

消防学校

教育管理課

技術指導課

支援課

- 2 情報指令課に消防指令センターを置く。
- 3 消防救助課に本部指揮救助隊及び消防航空隊を置く。

第4条を削る。

第5条第1項中「課長」の右に「，消防指令センターにセンター長」を加え，同条第2項を削り，同条第3項中「課を置かない部及び」を削り，同項の表を次のように改める。

部又は学校の名称	課の名称	係長 の 職名
総務部	総務課	庶務係長 文書法務係長 企画広報係長 経理係長
	消防団課	消防団係長 消防団事業推進係長
	人事課	人事係長 職員係長 給与係長 健康安全係長
	施設課	施設係長 企画設計係長
予防部	予防課	予防係長 調査鑑識係長 査察係長 文化財係長
	指導課	設備係長 危険物係長 保安係長
	市民安全課	防災推進係長 防火安全係長
警防部	警防計画課	警防管理係長 計画係長
	情報指令課	情報管理係長 通信係長 指令係長
	消防救助課	消防係長 救助係長
	救急課	救急管理係長 救急指導係長
消防学校	教育管理課	教育管理係長 教育指導係長
	技術指導課	訓練指導係長 救急教育係長 救命講習係長 消防音楽隊長
	支援課	装備係長

第5条第3項を同条第2項とし，同条第4項中「課を置かない部及び課」を「課，消防指令センター及び隊」に改め，同項を同条第3項とし，同条を第4条とする。

第6条第1項中「及び担当課長」を「，担当課長，センター長及び隊長」に改め，「，隊長」を削り，同条を第5条とする。

第7条第4項中「，予防課長，指導課長，違反对策課長」を削り，同条第5項中「(予防課長，指導課長及び違反对策課長を除く。)及び隊長」を削り，同条中第7項を第8項とし，第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 センター長及び隊長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，補佐職員を指揮監督する。

第7条を第6条とする。

第8条中「，安全救急部長」を削り，同条を第7条とし，同条の次に次の1条を加える。

(事務の概目)

第8条 部、学校及び課の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

総務部

総務課

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 消防局の組織及び基本施策に関する事。
- (3) 文書に関する事。
- (4) 広報及び広聴に関する事。
- (5) 経理に関する事。
- (6) 京都市市民防災センターに関する事。

消防団課

- (1) 消防団の組織及び制度に関する事。
- (2) 消防団員の教育に関する事。
- (3) 消防団員の報酬及び手当に関する事。
- (4) 消防団の充実強化に関する事。

人事課

- (1) 職員の人事に関する事。
- (2) 職員の給与その他の勤務条件に関する事。
- (3) 職員の健康及び安全の管理に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。

施設課

- (1) 消防局に属する財産の管理に関する事。
- (2) 防火水槽の設置及び管理に関する事。
- (3) 工事の設計、施工、監督及び検査に関する事。
- (4) 消防装備（消防通信施設を除く。）の企画及び設計に関する事。

予防部

予防課

- (1) 火災予防に関する事。
- (2) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関する事。
- (3) 査察及び違反の処理に関する事。

- (4) 防火対象物に対する火災予防上の措置に関する事。
- (5) 文化財の防火対策及び防災対策に関する事。

#### 指導課

- (1) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持管理に関する事。
- (2) 建築物に係る許可及び確認の同意に関する事。
- (3) 危険物の規制等に関する事。
- (4) 火薬類の規制に関する事。

#### 市民安全課

- (1) 自主防災組織の育成及び指導に関する事。
- (2) 市民生活における防火及び防災に係る安全対策に関する事。
- (3) 住宅の防火対策の推進に関する事。

#### 警防部

##### 警防計画課

- (1) 警防活動の組織及び制度に関する事。
- (2) 大規模な災害及び特殊災害の警防対策に関する事。
- (3) 大規模な祭礼その他の行事における消防警備計画に関する事。

##### 情報指令課

- (1) 消防局の情報システムに関する事。
- (2) 消防通信施設の企画及び設計に関する事。
- (3) 消防通信に関する事。
- (4) 消防指令センターに関する事。

##### 消防救助課

- (1) 災害の警戒及び防御に関する事。
- (2) 消防水利の開発及び保全に関する事。
- (3) 救助業務に関する事。
- (4) 本部指揮救助隊に関する事。
- (5) 消防航空隊に関する事。

##### 救急課

- (1) 救急業務に関する事。
- (2) 救急隊の技能管理及び安全管理に関する事。

- (3) 医療機関との連携による救急業務の高度化に関する事。

#### 消防学校

##### 教育管理課

- (1) 京都市消防学校の運営管理に関する事。
- (2) 職員の教育に関する事。
- (3) 職員の体力管理に関する事。
- (4) 京都市消防活動総合センターに関する事。

##### 技術指導課

- (1) 京都市消防活動総合センターを活用した訓練の指導に関する事。
- (2) 救急教育訓練センターに関する事。
- (3) 応急手当の普及啓発に関する事。
- (4) 消防音楽隊に関する事。

##### 支援課

- (1) 災害の警戒及び防御の支援に関する事。
- (2) 消防装備（消防通信施設及び航空機を除く。次号において同じ。）の整備及び管理に関する事。
- (3) 消防装備の備蓄に関する事。

#### 2 消防指令センターの分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 災害通報の受付及び出動指令に関する事。
- (2) 災害情報の収集及び管理に関する事。

#### 3 本部指揮救助隊及び消防航空隊の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

##### 本部指揮救助隊

- (1) 火災その他の災害の警戒及び防御の活動対策及び指揮支援に関する事。
- (2) 消防隊、救助隊及び署指揮隊の技能管理及び安全管理に関する事。

##### 消防航空隊

- (1) 航空機の運航並びに整備及び管理に関する事。
- (2) 航空機による消防、救助及び救急活動並びに災害情報の収集に関する事。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 京都市消防職員被服等貸与規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課を置かない部及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(消防局総務部企画課)